

Seafood Expo Asia 2024

ジャパンパビリオン 出品案内書

■■ 申込締切：2024年4月12日（金） ■■

シンガポールで開催される「Seafood Expo Asia 2024」は、東南アジア最大級の水産専門見本市で、東南アジア市場への販路開拓を目指す我が国企業等にとって効果的な見本市です。東南アジア市場への新規参入・販路拡大をお考えの企業様等におかれては、この機会にぜひ見本市への出品をご検討ください。

本事業は、「ALPS 処理水関連の輸入規制強化を踏まえた水産業の特定国・地域依存を分散するための緊急支援事業」の一環として実施します。

見本市について

全体概要

1. 会期：2024年9月4日（水）～9月6日（金）
2. 会場：Sands Expo and Convention Center（シンガポール）
3. 主催：Diversified Communications
4. 主催者ウェブサイト：<https://www.seafoodexpo.com/asia/>

ジャパンパビリオン概要

1. 会期と会場：同上
2. 規模：303 m²（予定）出品者ブース、共有キッチン兼倉庫、受付・事務局
3. 主催：日本貿易振興機構（ジェトロ）

出品料（詳細は5ページをご確認ください）

無料。

有望品目

有望品目とは、当該事業でバイヤーからの引き合いが特に見込めるものです。有望品目以外も出品いただけますが、有望品目を出品する企業は選考の際に加点されます。

- ・ハマチ（ブリ）、ホタテ、マグロ類

- ・ 価格や供給量で優位性がある商品、または個性的で差別化された商品
- ・ 寿司用商材として使える水産物・水産加工品
- ・ 中食・内食向け商品（調理の簡単な商品、缶詰や冷凍品等）
- ・ 持続可能性に強みのある商品（水産エコラベル取得済み商品）
- ・ GFSI 認証取得済み商品

※制度上、シンガポールへ輸入可能なものに限ります。

小間イメージ図（詳細は「費用負担について」をご確認ください。）



小間外観



基礎備品配置図

出品の要件

1. 出品物が現地で販売可能な日本産水産物・水産加工品又は日本産原料を使用して海外で生産された水産物・水産加工品および関連製品であること

- ご参考：ジェトロウェブサイト「日本からの輸出に関する制度（シンガポール向け・水産物）」

<https://www.jetro.go.jp/world/asia/sg/foods/exportguide/marineproducts.html>

【輸出に関する規制関連のお問い合わせ】

農林水産物・食品 輸出相談窓口

TEL：03-3582-5646 <受付時間>平日 9時～12時/13時～17時（祝祭日・年末年始を除く）

最寄りのジェトロでもご相談を受け付けています。（国内事務所一覧）

<https://www.jetro.go.jp/jetro/japan/list/>

※シンガポールの輸入規制および必要手続き等についても必ずご確認ください。

2. 出品目的が商談による取引先の発掘・継続取引であること。プロモーションや調査が主目的ではないこと。
3. 輸出に伴う需要増に対応できる供給体制を有すること。
4. 当該事業の期間中、担当者がバイヤーと数量・金額・納品方法等の交渉、その他の取引条件の提示等といった具体的な商談を行い、その成果をジェトロに報告すること。
5. 事業参加後も海外からの引き合いに対応可能な担当者があること。
6. 英語で商談用資料（企業情報、商品情報、商品価格表）を既に揃えており、ジェトロが求めた際には速やかに提出すること。まだ商談用資料が揃っていない場合には、事業開始までに揃え、ジェトロが求めた際には速やかに提出すること。
7. ジェトロが求める各種データベースへの情報の登録、成果把握の為にを行うアンケート等に協力すること。
8. 日本・シンガポール間の渡航規制に関わらず、準備日及び会期の全日程で会場の自社ブースに常駐できる企業。
9. 出品案内書の内容、条件に同意していること。

申し込み・出品の流れ

参加申し込み（締切：4月12日 金曜日 書類必着）

<STEP1>

下記フォームより、イベントのご登録をお願いします。

▼イベント登録フォーム

<https://www.jetro.go.jp/customer/act?actId=B0065875H>

<STEP2>

STEP 1 終了時にメールにてご案内する「申し込みフォーム」より、必要事項（企業情報、出品予定商品情報）をご登録ください。

<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/afb/sea2024>

<STEP3>

「申し込みフォーム」内の出品申込書・承諾書に記入の上、代表印を押印した2部を郵送してください。

（郵送先）※4月12日 金曜日必着

〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル 6 階

ジェトロ農林水産食品部 事業推進課 Seafood Expo Asia 2024 担当：渡邊、住谷

選考および結果通知（5月中旬予定）

応募情報等を参考に、出品する事業者を決定します。選考結果は、上記「申し込みフォーム」でご登録いただいたメールアドレス宛てにお知らせします。結果通知以降に出品者様の自己都合で出品をキャンセルされた場合、その後2年間ジェトロ事業の選考で不利になることがあります。

会期当日（2024年9月4日～6日、準備日：9月3日）

会期中のアンケート（2種類）にご協力いただきます。

会期後

ジェトロによるフォローアップアンケートにご回答ください。

出品形態について

出品の形態には、企業・団体の単位で出品する「単独出品」に加え、自治体・業界団体（＝代表出品者）が企業を取りまとめる「代表出品」、代表出品者の傘下で企業・団体（＝孫出品者）が出品する「孫出品」の3形態があります。

代表出品者の要件

代表出品者は、上記の「出品の要件」に加えて下記の要件も満たす必要があります。なお、1小間に対して孫出品者は2社まで、最大でも2小間・4社までとし、お申し込み時にすべての出品予定の企業・出品物・枠および小間数等が決定していることが必要です。また、募集枠数を上回る応募があった場合には、枠および小間数の調整をさせていただくことがあります。※本出品形態については、孫出品者がジェトロ・メンバーズであっても、割引料金は適用されませんので予めご了承ください。

1. 責任をもって孫出品者への事務連絡を行うこと。
2. 本事業に関して発生した孫出品者の損害及び不利益について責任を負うこと。
3. 本事業に関して孫出品者と第三者との間で紛争等が生じた際には、自らの責任と費用負担においてこれを解決すること。
4. 全ての孫出品者が上記の「出品の要件」を満たしていることを保証すること。
5. 出品案内書の内容を予め孫出品者に周知し、その了解を得ていること。
6. 選考の結果、孫出品者が出品できない可能性があることについて了解していること。

7. 本事業に関して、孫出品者に対し営利活動（出品料の徴取、提供するサービスに関する実費を超える費用の請求等）を行わないこと。

出品者選考について

ご登録いただいた「企業・商品情報」をもとに、以下の審査項目に則してジェトロが出品者を選考します（選考の詳細は回答致しかねます）。

1. 出品物・出品者の要件
2. 出品物が当該事業で定める輸出有望商品に合致するか
3. 受容性・販路開拓の可能性（出品物の品質、価格、物流面での要件等が現地で受け入れられるものか）
4. 応募者の新規性（輸出の裾野拡大に繋がるような、新たに輸出に取り組もうとする企業か）
5. 応募者の輸出に取り組む姿勢（戦略・目的・出品に向けた取組み）
6. 応募者の商流
7. 応募者の認証取得等
8. 前年度の参加事業における成約実績
9. 日本で登記している事業者か
10. 「戦略的輸出拡大サポート事業」のうち輸出プロモーターによる支援対象企業か
11. 過去のルール遵守状況、自己都合によるキャンセル状況

費用負担について

主催者（ジェトロ）の負担：

1. 出品スペース
2. 統一デザインによる設営・装飾（基礎設置備品/1小間あたり（予定））
 - ・社名表示板（1）（※）
 - ・鍵付展示台（1）
 - ・商談テーブルセット（テーブル1、椅子3）
 - ・展示棚（1）

- ・電源（500W）（1）
 - ・ゴミ箱（1）（ビニール袋含む）
3. 共通設備等維持管理（一定量の電気代及びその工事費含む）
 4. 出品者バッジの提供（※※）
 5. 来場者向けジャパンパビリオン広報資料作成
 6. バイヤー向けジャパンパビリオン案内の作成・発信
 7. 情報提供（現地の日本食市場や見本市の効果的な活用法等についての情報を提供します）
※社名板の記載は、企業・団体・組織名のみとし、商品・ブランド名、キャッチフレーズ等は記載できません。
※※主催者の規程により、出品者バッジの発行枚数が制限される場合があります。

出品者の負担：

1. 旅費
2. 輸送に要する経費
一輸送梱包及び展示会場までの通関・輸送費
一見本市終了後、出品物の処理（還送、転送等）に係る通関・輸送経費（※※※）
一出品物に係る輸入税、通関費用、その他公租公課、輸送保険料
3. 共通で各ブースに用意する備品以外に出品者が独自に必要とする設備・備品等の設置・借上、撤去等に要する費用
4. 出品物の試食・試飲に係る費用（消耗品含む）
5. 出品物及び自社ブースに持ち込む出品者所有物に係る本見本市参加期間中の盗難保険料
6. 海外旅行保険及び賠償責任保険、主催者が加入を義務付けている保険費用
7. その他上記の「主催者（ジェットロ）の負担」に定める以外の全ての経費

※※※ジェットロは特定の輸送・通関業者を指定いたしません。出品物の輸送、通関等が確実に行われるよう、各出品者がご自身の責任で手配願います。見本市終了後の出品物は、自己責任にて廃棄、もしくは還送をお願いします。

キャンセル規定

出品確定後、自己都合で出品をキャンセルされる場合は、捺印のある書面にてジェットロにお知らせ下さい。出品確定前に申し込みを取消される場合は、メールまたは書面にてジェット

口までご連絡ください。**キャンセル受付日より、下表の通りキャンセル料が発生します。**

キャンセル受付日	キャンセル料
お申し込み日～2024年6月14日（金）	なし
2024年6月15日（土）以降または連絡なしの不参加	経費実額を請求することがあります。

1. キャンセル料にジェットロ・メンバーズ及び各種助成金等は適用できません。
2. 戦争、政情不安、天災、感染症、その他、出品者の責めに帰することのできない事由によりキャンセルする場合は、ジェットロに文書で通知し、その承諾を得ることにより、キャンセル料の支払いなく出品を中止できる場合がありますので、ご相談ください。
3. 自己都合によるキャンセルは、以降の見本市事業にかかる出品者の選考にて一定期間不利となることがあります。

留意事項

1. 本案内に定めのない事項は、ジェットロがその対応を決定します。政府の方針等により内容が変更される可能性がある旨、ご了承ください。
2. ご提出いただいた情報は、本事業運営のために利用するとともに、ジェットロ内のデータベースに登録し、関連事業、ジェットロ及びJFOODOからの連絡のために利用します。データベースに登録した情報のうち、社名、ホームページアドレス、商品名、商品写真、商品分類、商品用途及び国内小売価格をバイヤーに提示し、ジェットロが日本商品を所望するバイヤーに紹介するために利用します。また、本事業に関するプレスリリース、ジェットロホームページ等において、企業情報や出品物の情報等を公開する場合がございます。あらかじめご了承ください。
3. 本見本市会期中及びその前後において、商談相手又はジェットロから提供された情報及び資料は、お客様限りで使用するものとし、当該情報等を第三者に提供してはいけません。ただし、提供者の明示の承諾がある場合には、この限りではありません。
4. 本事業に関する映像、画像、テキスト、音声若しくは関連資料等のコンテンツの全部又は一部（以下「本コンテンツ」といいます。）に関する著作権は、ジェットロ、その他の著作権者（以下「著作権者」といいます。）に帰属します。
5. 著作権者の書面又は電磁的方法による承諾を得ずに、本コンテンツの複製（録画、録音のほか、静止画でのキャプチャ取得等を含みますが、これに限られません。以下同じ。）、上映、公衆送信（送信可能化を含みますがこれに限られません。以下同じ。）、展示、頒布、譲渡、貸与、翻案、翻訳、二次的利用等をしてはいけません。万一、これに違反した場合には、直

ちにサービスの全部又は一部の提供を中止させていただきます。

6. 本コンテンツを、ジェットロの承諾を得ずに、複製、上映、公衆送信、展示、頒布、譲渡、貸与、翻案、翻訳、二次的利用等することは、著作権を侵害する行為であり、その利用者は、刑事責任を問われる可能性があります。また、これらの行為は、商談相手等のプライバシー権、肖像権等を侵害する行為でもあります。
7. 本案内の記載に反する行為があった場合や申し込みフォームに虚偽の記載をした場合は、申し込みを無効とし出品をお断りすることがあります。また、今後ジェットロが実施する事業の選考において不利となることがあります。
8. 申し込みフォームの記載内容に変更がある場合、ジェットロにお知らせください。なお、申込締切日を過ぎてから内容を変更される場合、その内容によっては変更に応じられないことがあります。
9. 出品募集締め切り後であっても、現地規制の変更によって出品ができなくなることがあります。
10. 相応の理由なしに出品をキャンセルされた場合や、アンケート等へご協力いただけない場合には、今後ジェットロが実施する事業の選考において不利となることがあります。
11. 会場全体の基本構成、出品位置等はジェットロが決定します。ご希望に沿えないことがありますので、ご了承ください。
12. 出品する権利を転貸、売買、交換、譲渡することはできません。
13. 外国為替および外国貿易法などの国内法令に定めのあるものの出品については、出品者の責任において事前に必要な許可等を取得してください。
14. 商品サンプルは法令に照らして適法に輸送して下さい。違反した場合は、今回又は今後の出品をお断りすることがあります。
15. ジェットロは、本事業の成果（お客様に関する成果を含みます。）又は本コンテンツの全部若しくは一部を、その裁量により公表する場合があります。お客様は、これを承諾し、これに関し、何らの人格権も行使しないものとします。
16. 見本市主催者の指定業者を装う者から出品者に対して、広告や宿泊手配等の勧誘が報告されています。詐欺的商法の可能性があるため十分ご注意ください。また、このような勧誘を受けた場合には、ジェットロにご報告ください。
17. 本見本市会場での即売は禁止です。
18. 本事業の運営及び参加についての法律関係及び派生する権利義務は、日本国の法律に準拠します。

19. 本事業の運営及び参加についての法律関係及び派生する権利義務については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所をもって、第1審の合意管轄裁判所とします。

免責規程

1. 商談相手又はジェットロより提供される情報については、ジェットロが正確性、完全性、目的適合性、最新性を保証するものではありませんので、当該情報の採否は、お客様自身の判断、責任において行ってください。本事業での提供情報に関連して、お客様が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェットロはお客様に対し一切の責任を負わないものとします。
2. ジェットロは、以下の各号に該当する場合、本イベントの提供日時、内容を変更し、本イベントサービスの全部又は一部の提供を予告なく中止し、又は、お客様の参加を中止させることができます。これに起因又は関連し、お客様が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェットロはお客様に対し一切の責任を負わないものとします。
 - (ア)天災、テロリズム、戦争、政情不安、入国制限、感染症、労働紛争、その他の不可抗力事由が生じたとき
 - (イ)利用条件から外れるなど、お客様の状況が変化したとき。
 - (ウ)前号のほか、お客様がジェットロの指示、条件又はジェットロとの合意事項に違反したとき。
 - (エ)お客様のPC等の端末環境、インターネット回線及びアプリケーションの状況にセキュリティ等のリスクが存在するとき
 - (オ)お客様が反社会的勢力に実質的に関与することが判明した場合
 - (カ)お客様が、国内外の法令に反する行為、法令に反する行為ではないが著しく不正な行為若しくは公序良俗に反する行為を行ったとき、又はその疑いが生じたとき。
 - (キ)前各号に定める他、ジェットロが相当と判断したとき。
3. 本見本市会期中及びその前後に、傷病、事故、盗難、破損等が発生したとしても、ジェットロはお客様に対し一切の責任を負わないものとします。

新型コロナウイルス感染拡大に関連した特記事項

本見本市の開催地である米国は、現時点で新型コロナウイルスの新規陽性者の発生が抑えられている状況であり、経済活動やイベント開催が再開されています。引き続き現在の状況が継続・改善がなされ、事業参加者の健康・安全の確保について確認がとれた状況下での見本市参加を前提としております。今回のお申し込みに際しては、特に以下内容につきご確認・ご了承の上でお申し込みいただきますようお願いいたします。

1. 現地情勢等の諸般の事情に鑑み、主催者や（主催者が中止の判断をしない場合でも、上記前提をベースとした）ジェットロの判断により中止や延期となる場合がありますので予めご承

知おきください。

2. 出品適格な企業からの応募が一定数に満たない場合は、本事業を中止しジャパンパビリオンの設置そのものを取り止める可能性があります。
3. 本見本市が中止または延期となった場合、又は、新型コロナウイルスの感染拡大防止策として開催地への入国や本展示会への入場に関し、ワクチン接種等の新たな義務や条件が追加された場合等、出品者の責めに帰することのできない事由により参加できなくなった場合においても、本見本市への参加のために出品者が支出した費用や本見本市の中止または延期に起因、関連する一切の損害（航空券代等のキャンセル料を含みますが、これに限られません）については、ジェットロはこれを負担しません。
4. 戦争、政情不安、天災、感染症、その他、出品者の責めに帰することのできない事由によりキャンセルする場合は、ジェットロに文書で通知し、その承諾を得ることにより、出品を中止できる場合がありますので、ご相談ください。
5. 出品者は本見本市において感染症の予防対策を徹底し、かつ、感染症の疑いのある者、またはこれらの者との濃厚接触者は本見本市に参加させないでください。万一、感染症の疑いのある者またはこれらの者との濃厚接触者が本見本市に参加したことが判明した場合には、直ちにジェットロに報告し、その指示に従っていただきます。これらの対策に当たっては、開催地政府及び主催者の定める法令・規則・ルール等も遵守してください。
6. 本案内書記載の内容は、現地情勢等の諸般の事情の変化により、変更になる場合があります。

お問い合わせ

ジェットロ農林水産食品部 事業推進課（担当：渡邊、住谷）

E-mail: afb-sea@jetro.go.jp

TEL: 03-3582-5546